

平成26年度 第3回大阪府消費者保護審議会 議事録

■日 時 平成27年3月25日（水）午前10時から

■場 所 大阪府立労働センター 本館7階708号室

■出席委員 池田委員、鈴木委員、花田委員、山本委員、吉田委員、大森委員、岡本委員、
牧野委員、中浜委員、中村委員、高田委員、金谷委員、西田委員、戸田委員
(計14名)

■会議内容

○義永消費生活センター主査

では、定刻となりましたので始めさせていただきます。

ただいまから、平成26年度第3回大阪府消費者保護審議会総会を開催させていただきます。

司会を務めます大阪府消費生活センターの義永です。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。

クリップどめで机の上に置かせて頂いています。まず、第3回大阪府消費者保護審議会総会の次第です。次に、配席図です。次に、資料1、A3版の大阪府消費者基本計画（案）についてです。資料2、ホチキスどめの大阪府消費者基本計画（案）です。次に、資料3、「大阪府消費者基本計画（案）」に係るパブリックコメントによる主な意見等の概要です。次に、資料4、「大阪府消費者基本計画（案）」に係るパブリックコメントによる意見に対する大阪府の考え方（案）です。次に、資料5、「大阪府における消費者行政の主な取組の状況」です。次に、資料6、「大阪府消費生活センター 平成25年度消費生活相談の概要」です。次に、資料7、「大阪府消費生活センター 平成26年度上半期消費生活相談の概要」です。次に、配布冊子、3種類です。「平成26年度大阪府消費者施策の概要」、「平成25年度消費生活センター事業の概要」、「市町村消費者施策の概要」です。それと、直近で作りましたステッカーです。

以上です。おそろいでしょうか。

次に、本日は議事録作成のため録音させていただきますことをご了承ください。

それでは、続きまして、本日の出欠状況についてご報告させていただきます。当審議会の委員総数は18名でございます。本日は14名の委員の方々にご出席を頂いております。審議会規則第5条の定足数過半数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

出席委員及び事務局の紹介につきましては、配席図をもってご紹介にかえさせていただきますのでご了承願います。

また、本日は、小牧委員、大久保委員、高森委員、尾崎委員はご都合によりご欠席されますことをご報告申し上げます。

これからの議事につきましては池田会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○池田会長

皆さん、おはようございます。

平素は何かと大変お世話になっております。ありがとうございます。

本日、第3回大阪府消費者保護審議会総会、いつもどおり公開ということで進めさせていただきます。ご協力のほどお願いいたします。本日はまことに限られた時間ではございますけれども、充実した総会となればというふうに願っております。

それでは、早速ですが、お手元の総会の次第にのっとりまして進めさせていただきます。

まずは議題の(1)でございますが、大阪府消費者基本計画(案)についてということで、策定に直接かかわって頂きました事務局からまずはご説明頂きます。どうぞよろしくお願いいたします。

○向井消費生活センター課長補佐

失礼いたします。消費生活センター、向井です。

大阪府消費者基本計画(案)について、資料1、資料2によりご説明します。

資料1をごらんください。

大阪府消費者基本計画(案)の概要をまとめたものです。

左上の大阪府消費者保護条例ですが、まずは条例の基本理念である「消費者の権利の確立」と「消費者の自立の支援」を記載しています。この大阪府消費者保護条例は、昨年4月に改正し、第8条1項に「知事は、消費者施策を計画的に推進するための基本的な計画を策定するものとする。」と規定しました。本基本計画は、消費者保護条例第8条1項に基づく行政計画として策定するものです。

次に、基本計画策定の経緯です。

昨年の2月10日に、知事から消費者保護審議会に対しまして計画策定についてのご意見を頂きたいとの諮問をさせて頂き、9月5日に答申を頂きました。その後、頂いた答申をもとに行政計画として案を作成し、昨年末12月10日から年明け1月8日までの間で府民の皆様か

らご意見を頂くためパブリックコメントを実施いたしました。パブコメでは延べ約300件の意見を頂きました。資料1には多く寄せられた意見を4点記載しています。パブコメ終了後、寄せられた意見を整理し、反映できるものについては計画案の中に書き込んだ上で、庁内関係各課に対し考え方や施策等記載内容の確認をお願いし、最終案として取りまとめ、本日審議会の皆様にごらん頂くこととなりました。

これらパブコメで寄せられた意見と府の考え方を整理したものにつきましては、お手元の資料3、資料4をご参照ください。300件のご意見の中には重複したものも多く、これを整理し、項目を一覧できるものが資料3です。資料4は、ご意見の要旨と府の考え方をまとめています。資料4につきましては、基本計画の発表と同時にホームページのほうに内容を掲載してまいります。12月のパブコメ実施に当たって作成いたしました計画案以降、今回修正した内容につきましては、一昨日、23日の夕刻に皆様宛てメール送信をさせて頂いた資料に記載しましたが、この後簡単に説明をさせていただきます。

では、計画案の修正点について、資料2をごらんください。

あけて頂きまして、1ページには「はじめに」として大阪府知事の挨拶文を掲載いたしました。

2ページをごらんください。

これ以降、第1章から第6章までの記載内容につきましては、審議会から頂いた答申をもとに行政としての考え方や施策の進め方などを記載しました。

2ページの第1章の1、計画策定の基本的な考え方では、景品表示法が昨年6月に引き続き11月に改正されたことから、12行目以降、「景品表示法は同年11月に再度、不当表示を行った事業者に対する新たな課徴金制度を導入するための改正が行われています」と加筆しました。

3ページをごらんください。

第2章の(1)人口減少社会(少子高齢化社会)の進展の中ほど以降、「図表5」と記載の文章ですが、ここは41ページに記載しております図表5、府の世帯数・世帯構成の推移と将来推計による説明です。図表から読み取れる状況をあらわす表記として、「一般世帯の何%」という表記に統一しました。このため、この部分の3行目、「その中の31%」と書かれている部分、それからその3行下に――前の行からいきます、「高齢世帯は、44%の」というふうに表記のほうを修正しています。このほか、ここでは和暦の表記にHが混在していましたので、平成に統一しております。

5ページをごらんください。

(5) 環境問題の深刻化・エネルギー問題では、ここの4段落目、「また」以下の東日本大震災に伴う状況について、現在の状況に合わせて記述を修正しています。

6ページ、ごらんください。

(6) メニュー等の食品表示その他の「食」の諸問題の部分です。5段落目の「同年6月には」以降を、先ほどの2ページと同じく昨年6月と11月の景品表示法の改正に合わせ記載内容を修正しています。また、7つ目の段落の「食品表示全般について」の記載内容につきましては、食品表示に係る部分を一元化する新たな食品表示法が平成27年4月に施行されることが決まりましたので、その旨記載するとともに、パブコメで頂いたご意見ですが、「食品の新たな機能性表示制度も実施される予定」であるということを追記いたしました。

9ページをごらんください。

(2) の特殊詐欺の発生状況の部分の3段落目の「同様に」から4段落目の「しかし」以降にかけてですが、52ページに掲載した大阪府警察発表資料の図表36、37、府下の振り込め詐欺と特殊詐欺の認知件数や被害額のデータを、平成26年1月から12月までを含んだ最新のデータに置きかえました。これにより、以前の内容では1月から9月で比較していましたが、1年間の比較という形で修正しています。

10ページをごらんください。

(5) 府域における消費生活相談窓口の状況の下から2行目に記載していました「専門相談員」という表記を、これもパブリックコメントでご指摘のあった「資格認定制度等による資格を有した専門の相談員」と修正しました。

13ページ、第3章にまいります。

こちらにつきましては、特段、修正等は行っていません。

17ページをごらんください。

第4章以下には、各項目に具体的な取り組みを新たに記載しています。この具体的な取組については、個別の事業や施策を細かく記載したものではなく、施策を行っていく上での考え方をより施策に近い形で記載をしたものです。

17ページの具体的な取組の4つ目の丸と19ページの上から2行目のところに「薬事法」ということが以前記載されていましたが、これは平成26年11月に改正され、名称が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律と変更されました。非常に長い名称ですので、ここでは厚生労働省が使っている医薬品医療機器等法と略称で記載しました。

18ページをごらんください。

(2) 価格・商品の表示、広告等の適正化の箱に入っている具体的な取組の記載について。パブコメでご意見を頂きまして、米トレーサビリティ法による米及び米加工品の製造、販売等を行う事業者に対する指導等の実施について追加しました。

また、19ページには、6ページでの修正と同様に、新たな食品表示法の制定等の説明が必要となりましたので※印で説明文を追加しております。

22ページをごらんください。

「2、環境に配慮した消費生活の推進の具体的な取組」に対し、パブコメで頂いた内容を担当部局に確認の上、2項目めに「市民共同発電の取組みについて、市町村への情報提供など必要なサポートを実施することにより、普及を促進します。」と追加しました。また、同じくパブコメで頂きましたご意見を踏まえ、4項目目のエコカー普及促進の前に「公共交通機関や自転車の利用を推進するとともに」と追加しました。このほか、表現の統一、送り仮名、記載誤りなどの若干の文言修正を行っています。

修正点につきましては以上です。

それでは、記載内容についてご説明します。

資料1をごらんください。

左側中ほど、「第1章、基本計画について」。これは本文では2ページとなっています。

「1、計画策定の基本的な考え方」では、本基本計画を、安全・安心な消費生活を営むことができる社会の実現に向け、今後の府の消費者施策の方向性を示すものとします。計画の期間は平成27年度から31年度までの5年間とし、社会経済環境等の変化に対応し、必要に応じ見直しを行ってまいります。

次に、「第2章、消費生活をめぐる現状と課題について」。本文では3ページから12ページまでです。ここでは、「1、消費者を取り巻く環境の変化」として、人口減少社会や高度情報通信社会、環境問題、エネルギー問題、食の諸問題ほかの状況を記載し、2、府における消費者相談等の状況では、府消費生活相談の概要や特殊詐欺の発生状況、悪質業者に対する行政処分、指導等の状況などについて記載しています。「3、府における消費者行政の課題と対応の方向性」では、消費者の安全・安心の確保、自立への支援・消費者教育の推進・消費者被害の防止・救済・府と市町村における機能の充実・強化、連携、役割分担など現状と課題を記載しています。

「第3章、消費者施策の基本的な考え方・理念」ですが、こちらは本文では13ページから

16ページまでです。

「1、基本的な考え方・理念」では、めざすべき姿を「府、市町村、事業者、事業者団体、消費者（府民）、消費者団体がそれぞれの責務と役割を認識して主体的に責任ある行動をとり、お互いが協力し合いながら、安全・安心な消費生活の実現、そのための『消費者市民社会』の構築を目指す。」としました。

「2、消費生活の現状等を踏まえた重要な視点」ですが、本文では14、15ページです。府民の安全・安心な消費生活の実現に向けて施策を行う上で必要となる重要な視点として、4つの視点を掲げています。「1、特性等に配慮した的確な情報提供・啓発及び相談体制の充実・強化等」、「2、消費者教育の充実・強化」、「3、各主体の役割分担に応じた取組と連携」、「4、法令等に基づく事業者指導等」。この基本計画では個々の施策を重要施策とはせず、消費者施策の横串となるこの4つの視点を重点的に取り組む視点、いわば府ではこの視点を重点施策と考えており、今後の施策実施に当たってもこの4つの視点を踏まえながら重点的に実施していくこととしています。

「3、行政・事業者・消費者等の責務と役割」では、これは本文では15、16ページです、府、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体それぞれの責務や役割を記載しました。府は、広域自治体として、府域の消費者行政の中核機能を果たし、市町村への支援、法律や条例に基づく事業者への適切な指導、処分等に適切に取り組んでいく必要があるとしています。

次に、「第4章、総合的、計画的に講ずべき施策の方向性」、こちらは本文では17ページから34ページまでです。こちら4つの基本目標を定め、これを実現していくための施策について記載するとともに、具体的な取組についても記載しています。なお、この具体的な取組につきましても、先ほど申し上げましたとおり個別の事業や施策を細かく記載したのではなく、施策を行っていく上での考え方をより施策に近い形で記載したものであり、府の消費者施策の個別事業については、毎年作成しております消費者施策の概要に記載しています。施策の進捗等については、この消費者施策により検証してまいります。

なお、本日、資料として平成25年度内容のものを配付させて頂いております。

「基本目標Ⅰ、消費者の安全・安心の確保」では、これは本文の17から20ページです、庁内関係部局や府内市町村と連携し、事業者や消費者への適切で正確な情報の提供、関係法令や条例に基づく悪質な事業者に対する処分や指導など消費者施策の未然防止と拡大防止を図り、消費者の安全・安心の確保に努めることとしています。

「基本目標Ⅱ、消費者の自立への支援」では、こちらは本文の21ページから23ページです、

消費者が自主的かつ合理的な判断のもとに商品や役務を選択し、安全・安心な消費生活を送るため、悪質商法の手口や消費者事故情報などの必要な情報を迅速に提供し、啓発や消費者教育による自立した消費者の育成に取り組むこととしています。

「基本目標Ⅲ、消費者教育に関する計画的な施策の推進」、本文では24から30ページです、こちらは大阪府消費者教育推進計画の性格を持つものとして策定します。ここでは、消費者の社会的な役割と、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解と関心を深めながら、みずから考え行動する自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢期までの各段階に応じて、さまざまな特性に応じた適切な方法により、多様な主体や他施策と連携を図りつつ効果的な消費者教育の推進に努めることとしており、学校や地域といった多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育の推進と、消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用について記載しています。

「基本目標Ⅳ、どこに住んでいても消費生活相談が受けられる体制づくり―消費者被害の早期解決と救済に向けて―」。本文で31ページから34ページです。こちらは、消費者に最も身近な存在である市町村における窓口の整理・充実とともに、府センターが広域的で高度な案件に対応できる中核センターとして消費生活相談体制の充実に取り組むこととしています。

第5章では、「関係機関や団体との連携強化等について」、また、第6章では、「計画の推進体制と進行管理について」定めています。本文の38ページには、「おわりに」として、めざすべき姿である消費者市民社会の一員として行動することについて、消費者である府民の皆さんに呼びかけています。

以上が、今回府で取りまとめた消費者基本計画（案）の内容です。

大阪府消費者基本計画（案）をここまでまとめてまいりましたが、消費者保護審議会委員の皆様方にはこの1年、答申の取りまとめから策定に至るまで、さまざまなご意見やご助力を頂きましたことをお礼申し上げます。

この基本計画は、第1章に記載のとおり、社会経済環境や情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行っていくこととしています。まずは平成26年度内での策定をお願いいたしまして、来る27年度には重要な視点に基づきます施策を実施してまいりたいと考えています。委員の皆様には、この基本計画をよりよいものにしていくため、今後ともご意見などを賜りますようお願いいたします。

私からは以上です。

○池田会長

ありがとうございます。

ただいま、策定に当たりました事務局側のほうから案について説明を頂きました。

ご指摘頂いたところは、また順次後ほど頂きますけど、今説明頂いたところで少し聞き逃したとか、ちょっとわかりにくかったとかいうような点で何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは中身のほうに入らせて頂きますが、資料の2の案でございますけれども、「はじめに」のところが府知事の挨拶ということで、これはこれでよろしいかと思えますけれども、以下、ちょっと進め方について何かご意見等ございますでしょうか。

なければ、一応全体としてご意見を頂くわけですけれども、1章、2章という形で一応めり張りつけるような形で進めさせて頂いてよろしいですか。それじゃ、便宜そのように取り計らわせて頂きます。

それでは、まず第1章の「計画策定について」でございますが、この件について何かございますでしょうか。

それでは、また立ち返るということもあり得べしということで、その次に行きます。

「第2章、消費生活をめぐる現状と課題」はいかがでしょう。よろしいですか。

それじゃ、「第3章、消費者施策の基本的な考え方・理念」のところですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、第4章、ボリュームが結構ありますが、どこで切るかということがちょっと思いつきませんので、第4章も一括してご指摘頂ければと思いますけども、「総合的、計画的に講ずべき施策の方向性」というところでございますが、いかがでしょうか。よろしいですか。事前に送らせて頂いて一通りお目通し頂いているところかと思えますけれども、第4章もよろしいでしょうか。

それじゃ、第5章の「関係機関、団体等の連携強化等」はいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、第6章の「計画の推進体制と進行管理」。

はい、どうぞ。

○大森委員

計画、こういう形で4月からスタートをするということで、それからはこの計画の内容に沿って具体的な施策がきちんと進んでいくかどうかというのが、これが肝の問題なんだと思っ

ろでもその検証結果をお聞きして、さらに見直しについても意見も述べるという形になっていると思うんですね。この計画案の文言のところについてということではなくて、実際、次年度のところでどういうことをやっていくのかということを経験するときに、例えば今日も後で平成27年度の実績内容の報告も少しあるかと思うんですけども、この時期は既に府の予算が全て確定をした段階での議論でして、そうですかというふうに今日はお聞きをすることになるんだと思うんですね。次年度以降のところでは、これは要望ということになるんですけども、少なくとも秋口ぐらいのところでは、具体的に言うとその次ですから平成28年度の事業でこういうところを重点にやりたいとか、こういうところを力入れてみたいなどご報告も頂いて、審議会のところでもそれについてどう考えるのかというような、そういうサイクルの回し方の要望としてそれぐらいのタイミングで議論の場を頂いて、審議会の意見も反映させる形で次年度、平成28年度の予算編成の中で参考にはして頂くみたいな、そういうサイクルで進んでいくんだというような考え方で取り組んで頂ければなというふうに私は思っているんですが、そのあたりのところ、事務局のところでもそういう対応はお考えなのか、実務的にできるのかどうかということを含めて少し伺いたいと思います。

○池田会長

ありがとうございます。

今日はこの案についてご意見頂くということで、今後事務局がどうするかということを開く場ではありませんが、事務局、特にありますか。よろしいですか。

○増井消費生活センター所長

失礼します。事務局ですけども、今ご要望頂きました内容ですけども、その時期にどれぐらいまでお話しできる内容が詰まっているかということによると思うんですけども、一応ご要望ということではお聞きをして、また来年度いろいろ検討してまいりたいと思います。

○池田会長

ありがとうございます。

その他、「第6章、計画の推進体制と進行管理について」、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

最後は、じゃ「おわりに」というところですが、よろしゅうございますか。

それじゃ、一括して全体についてご指摘頂くところがありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○山本委員

22ページのところなんですけど、具体的な取組というところで列挙されている中で、4番目の丸のところに「公共交通機関や自転車の利用を推進」という表現がございますよね。今、公共交通機関、これは環境に配慮した消費生活の推進というところなので、そういう意味で自転車というのはそうなのかもしれないんですけども、今、自転車の問題というのは大きく問題を引き起こしていますよね。だから、ここで自転車の利用を推進するというのは、例えば自転車の通行帯を整備するとか、いろんなものが、インフラができていれば、ヨーロッパのように、いいんですけど、今の現状で、今、歩行者との事故とか、高齢者をはねて、自転車が事故を起こしてとか、そういった問題が起こっている中で、この自転車の利用を推進するという表現、どうなのかなという、ちょっとひっかかったんですけども。

○池田会長

ありがとうございます。

一応、ご指摘ということで受けとめておきたいと思いますが、そのほかご指摘頂くところございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○大森委員

すみません、これも具体的にここをということではないんですけども、パブリックコメントの扱いについてなんです。今回、300件ぐらいの意見が寄せられたということで、恐らく、この間、大阪府さんがほかのテーマでされているパブリックコメントなんかと比べても、非常にたくさんのご意見を頂いているんだと思うんですね。それで、先ほど修正した部分ということでご報告頂きましたけれども、その修正したところ、事実関係なり事態が変わったことに対する対応というところと、あと、具体的な取組のところで出てきていたのは、米トレ法の対応のところとか、あと、今の環境のところの表現が変わったりというようなことで、消費生活センターが中心に取り組む施策のところでは何か変わったという部分がないように思うんですね。寄せられた意見がとても計画の中には盛り込めないというものばかりであれば仕方ないということなのかもしれませんが、せっかくこれだけの意見を寄せ頂いて、多くのところが今後の参考とさせていただきますというふうになっているんがすごくもったいないというか残念だなというふうに思っています、ちょっとこれからの修正が可能なかどうかかわからないですけど、パブリックコメントで寄せられた意見の中で、せめて今後の5年間の中で検討しますみたいな表現で計画の中に少しでもここは組み入れて、消費生活

センターの仕事もちょっとそこを重視するように考えてみますよみたいな、そういった項目を幾つかつくることはできないものかなというのがちょっと率直な意見です。

○池田会長

ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○吉田委員

すみません、基本目標のⅢのところでは消費者教育に関する施策のことを書いて頂いているんですけど、消費者教育に関して地域協議会というか、そのことがちょっと何も書かれていないので、これは大阪弁護士会のほうでも消費者教育に関するPTというのをつくっていただいて、府がその協議会をどうされるのかとか、いつごろどうなるのかということに関心持っていて、私、基本計画か何かで出てくるのかなと思っていてそんな話していたんですけど、ちょっとこれでは何も触れられていないので、そこはどうなるのかなと。これ、27年から、多分計画なので、その辺のところをちょっとお聞かせ頂いたらありがたいんですけど。

○池田会長

ありがとうございます。

一応、ご指摘ということで受けとめておきます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

○吉田委員

今わかる範囲で何かちょっと言うて頂くこと、できないんですか。

○池田会長

あ、そうですか。事務局のほうで今の吉田委員のご発言でご指摘頂くところがありましたら。

○増井消費生活センター所長

ありがとうございます。地域協議会というんですか、消費者教育、これはここにも掲げさせてもらっていますように重点と思っています。府としても力を入れてやっていかななくてはと思っているんですけども、この計画をまずつくるところに尽力していただいて、消費者教育は重要と考えており、来年度どうしていくかということで、既に庁内で今消費者教育をやって頂いているような、消費者教育というのは消費生活センターだけでやるものではなくて、全庁的にやっぱりいろんな教育がございまして、消費者教育に関連した施策につい

でも洗い出して関係部局でいろいろ話をしていきたいなというところがございます。まず、そういったことを整理した上で、どうしていくのかというのを、府としても整理する必要があるかと思えます。その上で、その協議会というのもつくるのがいいのかどうか。実質、この審議会という場も今持たせて頂いていますんで、ここにも教育に明るい先生方はたくさんおられますし、消費者行政に明るい先生方がたくさん、委員の方がおられますんで、どういった形でどういった議論をしていくのが好ましいかというのは、少し見きわめていきたいなと思っています。ただ、この消費者教育、大事だと思っていますんで、府のほうで現状をまとめて、どうしていくかというのを議論していきたいなということで進めていきたいとは思っていますけれども、その手法については少し、今後どうするか、状況を見ながら見きわめていきたいというふうに考えています。

○池田会長

そのほか。

○中浜委員

失礼いたします。中浜ですけれども、大変わかりやすい説明、事務局のほう、いろいろありがとうございました。これが絵にならないように、書かれていることを遂行して頂きたいなと思えます。

それとあと、毎年5月は消費者月間ということで、今も所長さんがおっしゃられました消費者教育ということなんですけれども、私たちの団体は高齢者被害防止講座ということで、今いみじくも山本委員がおっしゃられました高齢者の自転車ということで、自転車の乗り方とか、事故もそうなんです、多発しているということで、警察とタイアップして交通課長のほうに講演を頼んでいるんですけれども、府下のほうで消費者月間のときにこういう活動をしている、消費者教育をしているというのをやはりぜひこのときに把握して頂いて、情報収集のほうをして頂きたいなと思えます。消費者庁の関係では、そういったどういう活動をしているかということで、この間もメールで送らせて頂いたんですけれども、大阪府としても、そういった府下の消費者団体、消費者、行政とかというところにもそういう情報のほうを知らせて頂ければなと思えますので、よろしく願いいたします。

○池田会長

ありがとうございます。

それではそろそろ、次の議題もございますので、意見としてはこの程度を頂いたということで、先ほどから事務局のほうにも種々コメントを途中で頂いたんですが、この段階で、委

員の皆様から少しご指摘を頂いたところを踏まえて、何かご発言頂くところはございますでしょうか。

一応、意見交換をこれで終えさせて頂いたと。

○増井消費生活センター所長

ありがとうございました。

本日も貴重なご意見頂きました。基本計画につきましては、今日見て頂きましたとおり、昨年から本当に熱心にご議論頂きました。その基本的なところというのを絵にさせて頂いたものと考えております。今日この形で基本計画案をご議論頂きましたので、この形で基本的には策定させて頂きたい。策定させて頂いた後、すぐに27年度から関連施策を進めるということで、進めさせて頂きたいというふうに考えております。頂いたご意見につきましては、また今後ともご議論を賜りながら進めていきたい。この計画につきましては、これでコンプリートというのをごいませんので、またいろいろと情勢によっては変更もありますので、ご議論を頂きながら進めていきたいというふうに考えています。本日は、この形で、策定させて頂きたいということで、よろしくお願いします。

○池田会長

ただいまの所長の発言を受けまして、基本的に規定のたてつけの上で府のほうで策定される、しかし、今後とも消費者の審議会との関係で、しっかりフィードバックしながら今後とも検証を進めていくということになろうかと思いますが、ご了承頂ければというふうに思います。

何かさらにご発言頂くような点、ございますでしょうか。よろしいですか。では、そのようにお願いいたします。

それでは、その次でございますが、お手元の総会次第の2になりますでしょうか。

大阪府における消費者行政の主な取組の状況についてということで、事務局のほうより説明お願いいたします。

○向井消費生活センター課長補佐

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

資料5をごらんください。

大阪府における消費者行政の主な取組の状況です。

まず左上、組織・体制です。

消費生活センターは、所長1名、事業グループ9名、非常勤嘱託員、これは事業者指導で

かかわるもの2名、今現在、この体制で行っています。平成27年度につきましては事業者指導を強化するということになりましたので、1名事業者指導担当として増員をする予定です。また、非常勤嘱託員ですが、本来、大阪府OBが1名、警察OB2名の体制ですが、現在、警察職員1名ということで1名のあき枠があります。これにつきましても平成27年度当初から警察OB2名、非常勤嘱託員合計3名の体制でスタートをさせて頂く予定になっています。

内容といたしましては、そちらに書かせて頂いておりますとおり、消費生活に係る相談及び苦情の処理、苦情の処理等のための商品テスト、消費者啓発のための講座等の開催及び情報提供、法・条例に基づく事業者指導、消費者行政の企画・調整（国・市町村との連絡調整、基金関係事務等）というものが事務の分担となっています。

次に、予算額の欄です。3月17日に本議会が終了いたしまして平成27年度予算が確定しました。あわせてご報告をさせていただきます。

上は、平成25年度、26年度、27年度の当初予算ベースでの比較となっています。一般財源のほうは残念ながら減少傾向となっていますが、こちらは私ども消費生活センターだけではなく、大阪府全体といたしましてシーリングがかかっていますので、その分の減少ということです。

この下には消費者庁基金・交付金というものが書かれています。まず25年度のところ、予算ベースでは消費者庁の基金・交付金4億2,455万2,000円あります。大阪府では2億2,200万余り、市町村として2億円余りを予算計上していましたが、その下のところに決算額、記載させて頂いています。平成25年度は、この基金の部分では、大阪府、市町村合わせまして3億5,832万5,000円を決算しています。26年度につきましても、こちらは予算ベースでは基金では3億1,400万余りという形になっていますが、こちらほぼ26年度終了していますので執行見込みとなっています、こちら3億286万3,000円見込みという形になっています。平成27年度ですが、当初予算としましては全体で4億2,563万5,000円を計上しています。一般財源としては1億3,635万6,000円です。こちらは私どもの消費生活センターでの一般的な事業に実施する予算となっています。消費者庁のほうからまいります基金、こちらにつきましては26年度までは基金という形でしたので積み上げて使ってまいりました。ただ、27年度執行分からですが、消費者行政活性化基金と今まで持っていました基金と、それから27年度からは消費者行政の推進交付金として国からは単年度の交付金という形でまいります。大阪府執行分につきましては、食の安全推進課などの消費生活センター以外の所属の執行分も含んだ額として5,263万3,000円、市町村の分として2億3,542万3,000円を計上しています。こちら

については大阪府のほう**5,263万**ということで、過去2年間と比べて大きく落ち込んではいませんが、市町村の基金のほう、こちらのほうをできる限り確保したいということから、大きなキャンペーン等は過去2年間のようにはすることはできなくなりますが、着実に私どものほうの施策のほうは進めてまいりたいと思っています。ここにつきましてはこの後、最後7番のところで詳しくご説明します。

次に、事業内容ですが、相談事業の**23年、24年、25年度**までの事業の状況につきまして比較しています。こちらでは消費生活センターは**23年度9,520件、24年度7,917件**ということで、こちらのほうがほぼ底のような状況になっていましたが、**25年度8,486件**ということで少し上向いています。**26年度**については半期のものをお手元の資料7ということで配らせて頂いていますが、**25年度と26年度の半期比**をましても**26年度**少しまだ上向いていますので、最終的な数字というところでは、後半が少し伸び悩んでいるところですので**25年度**ととんとんぐらいになるのかなということは今現在予測しておりますが、**8,000件**は超えてくるものと思われております。大阪府全体で見ると平成**23年度7万2,870件、24年度6万8,257件、25年度7万4,000件**ということで、こちらのほう大阪府全体見ましても**25年度**少し上向いてきているという状況です。国のほうでは**23年度が88万3,721件、24年度に85万9,279件、25年度は93万5,224件**とやはり上向いてきている状況にあるというふうに見ておられると思っています。**26年度**が最終まで終わっていませんので、**25年度**の消費生活相談の概要というところで私どものほう特徴的なところを書かせて頂いています。相談件数は**8,486件**で前年度と比べて増加し、ここでは書いてはいません、表には出てきていませんが、資料6のほうをごらん頂きましたら出てきますが、うち**60歳代**以上の相談件数というのが4件に1件を超えています。特に**70歳以上**の高齢者の相談件数増加が増加率**25%**で最も高くなっているという状況です。相談の多い商品・役務ではインターネット関連というほうがやはり多いということがありますが、販売方法・手口ではインターネット通販というのが一番多い相談というふうになっています。特に格安ブランド品と称する洋服、かばん、財布等、履物等、そういうものですね、注文し、前払いしたが商品が届かないというトラブルというのが急増しています。高齢者の相談としましては、ファンド型の投資商品、株、未公開株を含むなどの詐欺的な投資商法のトラブルに関する相談が依然として多く寄せられています。危害や危険に関する相談も増加しましたが、白斑の症状が発生した美白化粧品や商品の一部から農薬が検出された冷凍食品など、自主回収の対象となった商品の相談が目立っています。

②番として商品テストの実績を書かせて頂いています。苦情相談に基づく件数というのは

残念ながら、減少傾向にあります。ただ、技術相談に対する件数というものはずっと伸びてきておりまして、この商品テストに基づくようなものとして商品・役務の安全性というものについての相談というものはふえてきているんだなというところがこのあたりで見てとれるというふうに思っています。

資料5の右側のほうをごらんください。

2番で啓発事業です。

まず、消費者への情報提供といたしましては、私ども、ホームページで消費生活辞典というのを持っています。こちらの利用件数としましては、平成23年度から25年度にかけてわずかながらですが上がってきているというふうに思われます。府市共同情報誌の「くらしすと」ですが、こちら現在年4回の発行、春夏秋冬号とさせて頂きまして、1回につき3万部出させて頂いております。それからメールマガジンですが、こちらは月1回の発信としています。緊急時には号外発信をさせて頂いております。平成27年の2月末では登録者が1,152人です。それから府政だよりによる啓発ですが、23年から26年度まで毎年各10月号のところで掲載をさせて頂いております。平成26年度現在は294万部配布されていまして、大阪府下でこれだけの掲載数となっています。そのほか若者への啓発ですが、「どうする？君なら」、こちらのリーフレットにつきましては府内の全中学校2年生に9万5,000部配布をしました。「あま〜い誘いにご用心!」、こちらも府内の全高等学校2年生に8万6,000部作成しまして配布しています。若者向けの消費者トラブル被害防止キャンペーンを平成24年に行っています。これにつきましては、このときに作成したホームページ、こちらは現在も使用しているところです。

②番といたしまして消費のサポーターによるミニ講座の実績です。こちらは平成26年の4月現在、消費のサポーターとして大阪府に128名登録頂いており、活動して頂いておりますが、25年度につきましては講座の実施回数としましては193回でしたが、受講者の合計数としては7,609人となっています。

3番目に消費者啓発講座等です。大阪府の消費者フェア2014ということで平成26年の11月3日ににぎわい広場を実施しています。こちらでは、ステージプログラムですとか、それから府立大学の劇団の皆さんによる寸劇等を行ったり、それから手づくりの遊び、体験コーナー、それから消費者団体の皆さん、NPO法人の皆さんのパネル作品展示というようなものもさせて頂いております。こちらのほうは11月3日、1日で2,224名のご参加を頂戴しました。また、11月18日にはフォーラムを実施し、「情報を読み解くチカラって？食を通して一

緒に考えてみませんか」ということで、講演といたしまして「ふくしまの今を語る」ということで、ふくしまの今を語る方、食品関連の生産者2名の方に講演を頂きました。また、パネルディスカッションとして「自分のくらしにあった食品を選ぶために」ということで、コーディネーターを大阪教育大学の大本先生にお願いして、パネリストとして福島の生産者の方、そして本日もお越し頂いております岡本さんになにわの消費者団体連絡会事務局長としてご参加頂き、またマスコミ関係、そして大阪府の健康医療部食の安全推進課のほうからご出席頂きパネルディスカッションを行いました。このときには90名の参加を頂戴いたしています。ありがとうございました。また、この下には消費者啓発講座と書かせて頂いております。消費者に対しましては、ここに書かせて頂いておりますように高齢者から、それから子どもさんに向けてのものについても幾つかの講座をさせて頂いております。事業者向けといたしましても企業向けの啓発講座をさせて頂いております。

裏面をごらんください。啓発事業を引き続きこちらのほう書いていますが、平成25年度と26年度に高齢者の消費者トラブルの未然防止キャンペーンを実施しています。25年度はテレビCMですとか映画館におけるCMですとかいろいろさせて頂きました。中でも吉本新喜劇とのタイアップということで新喜劇公演もさせて頂きました。26年度には、このときに作った内容をそのまま活用するというので、リーフレットとかを配布させて頂くのと、新聞広告としては26年12月20日土曜日、そして27年の1月17日土曜日に5段2種類カラーで作らせて頂いております。また、フリーペーパーではリビング新聞1月新春号で81万2,500部を大阪府下配らせて頂いております。このほか26年度はラジオCMの放送、20秒CMをABC、MBS、OBC各局で50本、そしてラジオパブリシティとしてABC、MBS、OBCで3本ということで実施しました。こちらのほうには今回ご出席頂いております吉田委員もご出演頂きましてお話をさせて頂いております。ありがとうございました。

関係法令に基づく悪質事業者への指導・処分です。こちら23年、24年、25年、そして26年度の3月16日時点のものまで書いています。25年度には、こちらは消費者保護条例に基づく指導を5件、景品表示法に基づく指導を3件でした。26年度現在ですが、こちらのほうは消費者保護条例に基づく勧告1件、指導5件、そして景品表示法に基づく指導を14件、現時点では行っています。

4番、事業者の自主行動基準の策定促進です。26年3月末時点の数字を入れさせて頂いております。消費生活センターウェブサイト掲載件数ですが、345件、38事業者団体、307事業者となっています。

5番の大阪府消費生活苦情審査委員会における調停・あっせんです。平成25年度ですが、件数として1件です。あっせん成立しています。内容としては結婚相手紹介サービスの入会申し込み契約の解約に関する紛争のあっせんに係る事案。処理期間として平成25年10月30日から平成25年11月21日までの間。あっせん回数2回となっています。

6番、中核センターとして、市町村支援機能の充実強化、25年度の実績を中心に報告させていただきます。

1番、府内市町村の消費生活相談窓口の設置状況です。窓口としては22年度に府内全市町村に窓口を設置していますが、うちセンター化された市町としては30市1町です。こちらについては26年の4月1日に藤井寺市がセンター化したので、現在、31市1町です。センター化されていない市町村については残りの3市8町1村です。26年度については2市8町1村となっています。このうち2市と申しますのは柏原市と阪南市です。1町がセンター化されていますが、こちらは熊取町です。なお、太子町、河南町、千早赤阪村については25年の4月1日から広域連携により富田林市において相談対応がなされていますので、週に4日以上センター化と同等の相談がされているという状況にはあります。

2番、市町村相談員等への支援です。高度な法律相談の実施として年間14回実施しました。府センターの事例がそのうち17件行っています。大阪弁護士会との共同事例研究会の実施ですが、こちらは年間11回、事例11件で行っています。市町村職員・相談員の研修実施ですが、3回行って94名の参加を頂きました。市町村消費生活相談員のレベルアップ事業ですが、テーマ別研修として上級を3回、中級5回、ブロック別研修として上級3回、中級15回実施して、延べ331名にご参加頂いています。府消費生活相談窓口としても高度化・専門化事業の研修をしています。12回実施して延べ127名の参加がありました。

情報ネットワークの充実です。P I O-N E T 2010による情報共有ですが、平成26年3月末現在、38市町で導入されています。消費生活相談窓口職員専用ウェブサイトというものを、こちらは大阪府が独自に設置して管理運営していますが、こちらについては全市町村にご参加頂いておまして、アクセス件数は1万3,397件ありました。また、危害・被害等の緊急情報等を同ウェブサイトにおいて情報提供、年間42件実施しています。なお、本日お手元にお配りしている資料6、7、それと配布冊子として黄色の冊子3冊を入れています。本日こちらは細かくご説明できませんが、後ほどごらんを頂きますようお願いいたします。

それでは、7番、平成27年度の施策実施に係る重要な視点と主な取組です。こちらは先ほど基本計画のほうでご説明した重要な視点として、1番、特性等に配慮した的確な情報提

供・啓発及び相談体制の充実・強化等、そして2番、消費者教育の充実・強化、3番として各主体の役割分担に応じた取組と連携、4番として法令等に基づく事業者指導等というのがあります。こちらに分けて取組を記載しています。それぞれの取組の実施事業の後ろに四角括弧で入れているのが予算の状況です。平成27年度の予算です。こちらのほうについては全てを記載はしていませんが、主なものとして記載させて頂いています。

1つ目の特性等に配慮した的確な情報提供・啓発及び相談体制の充実・強化等です。高齢者、障がいのある方、若者等など特に配慮を要する消費者の被害の未然防止、拡大防止のため、庁内関係各課等との連携を図り、適切な情報提供等を実施してまいります。まず1つ目の丸、高齢者等の消費者トラブル未然防止事業です。例年どおりですが、府政だより10月号で啓発記事の掲載を予定しています。それからメールマガジン、ラジオ等による情報提供、地域における見守り者向け講座、それから大阪府警察が実施いたします被害防止啓発はがきの郵送事業への協力、悪質訪問勧誘、こちら本日入れさせて頂いていますが販売・購入・交換お断りステッカーの作成、こちらにつきましては26年で今回のステッカーを新たに作っていますが、これをさらに追加で作成をしたいと考えています。2つ目の丸、若者向け消費者トラブル未然防止事業ですが、こちらについては先ほど申し上げたように24年度で作った若者向けのホームページ、こちらを引き続き運営管理してまいります。3つ目の丸として視覚障がい者向けの点字刊行物ですが、こちらについても生活情報誌「くらしすと」、こちらの点字版を刊行物として作成してまいります。

大きな2番、消費者教育の充実・強化です。庁内関係各課の連携を強化し、協力して、多様な場における消費者の特性に配慮した消費者教育を推進してまいります。1つ目の丸としては、消費者問題への関心を高めるイベント等の実施、消費者教育・啓発の機会の提供、啓発資料等を作成してまいります。こちらでは府市共同発行の生活情報誌「くらしすと」の発行を予定しています。平成27年度については、これまで配ってきた「くらしすと」の配布先、こういうものについて26年度中にアンケートやいろいろなものを行って見直しを進めてきました。27年度は包括支援センターなどにも配布場所を拡大して、できる限り高齢者の方お手元に届くようにということをやりを拡大していくことで考えています。それからウェブサイト、消費生活辞典の運用について引き続き実施してまいります。そのほか、先ほどご報告しています啓発関係のものについて進めてまいります。また、消費者フェアですが、こちらについてはできる限り消費者団体さんの発表の場という形での拡充をしていきたいというふうに考えています。予算についても消費者フェアについては拡充をさせて頂くようにしてい

ます。それから、それ以外にも消費者教育派遣事業ですとか啓発資料の作成というものをしています。2つ目の丸になりますが、消費者教育の人材（担い手）の育成及び活用というところについては、教職員等への研修、こちらについても27年度については25回実施を予定しております、予算についても少しではありますが拡充させて頂きたいと考えています。

3番目の各主体の役割分担に応じた取組と連携です。府は、府域の中核的センターとしての専門性・広域性を発揮し、市町村支援事業等の強化を図り、高度化・巧妙化する消費者被害への府域全体における対応力を高めていくこととしてまいります。1つ目の消費生活相談及び苦情処理です。こちらについても府の消費生活相談窓口の高度化・専門化研修を引き続き進めてまいります。2つ目の丸、市町村の相談窓口の強化です。こちらについても市町村支援として研修等を引き続き実施してまいります。また、弁護士による法律相談の実施ですが、そちらについてもこれまでどおり実施してまいります、市町村の皆様にご利用頂きやすいような形で施策を進めてまいりたいと思っておりますので、こちらのほう拡充をしてまいりたいというふうに思っています。予算的な拡充というものはなかなか難しゅうございますが、使い方として市町村の皆さんに利用頂きやすい形にしていきたいと思っております。共同事例研究会、それからウェブサイトの運用についてもこれまでどおり、いえ、これまで以上に進めていきたいと思っております。

4番、法令等に基づく事業者指導等です。法に基づく悪質な事業者に対する厳正な取り締まり等を実施してまいります。1つ目の丸です、特定商取引に関する法律や消費者保護条例に違反する不当な取引行為を行う悪質事業者に対する行政処分・指導等の実施を引き続き行ってまいります。また、景品表示法に違反する不当な景品類の提供や表示を行う事業者に対する措置命令・指導等の実施ですが、こちら法の改正により平成26年12月1日から措置命令権、合理的根拠提出要求権等が都道府県知事に委任されたところです。権限委任に伴う合理的根拠提出要求権の行使に伴う検証というものが今後始まってまいりますので、新規としてこちらのほうも予算化しております。また、事業者に対する法令等の説明会の開催、イベント等における講演会、これを26年度から実施し始めていますが、こちらについても27年度以降、精力的に進めていきたいというふうに思っています。

以上、私のほうからの説明でございます。

○池田会長

詳細にこれまでの取り組みについて状況説明頂きました。ありがとうございます。

ただいまの説明、人的・物的リソース、限りがある中で、これだけできているというあた

りの説明かと思いますが、先ほど説明の中でお名前の出た方もございますが、少し補足等も頂くというようなこともあればというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。ご質問等でも構いませんが。

○吉田委員

苦情審のあっせんとか調停の関係で、25年度の報告は頂いているんですけど、26年度は、結局これはなかったということなんですよね。

○神山消費生活センター課長補佐

そうです。

○吉田委員

申し出そのものがなかったと理解していいんですか。

○神山消費生活センター課長補佐

26年度については、何件か事前の照会というか、ご相談は頂いたんですけども、結局、消費者の方が希望されないということになり、実質はなかったと。かけるかどうかを検討するまでには至る分がなかったというのが現実でございます。これにつきましては、2月に市町村の担当者会議の中でも、そういう案件があれば上げてきてほしいというご依頼はさせて頂いております。一昨年、条例改正のときにもいろいろご意見頂いておりますので、もうちょっと実態を確認させて頂いて、今後どうしていくかは考えていきたいと思っております。

以上です。

○池田会長

はい、どうぞ。

○花田委員

どうもありがとうございました。

1つ質問させて頂きたいんですが、消費者教育の充実・強化のところなんでございます。見てまいりますと、例えば講演会でありますとかウェブサイトの運用、生活情報誌、その他講座というように、おおむね知識とか情報をお伝えするというそういう形だと思っておりますが、1つだけ、消費者フェアというのが多分交流とか両方向の情報交換の場になるかなと思うので、ここに消費者団体による発表ほかというふうに書いてあるんですが、実際にこういう活動をされてらっしゃる消費者団体の方々の交流といいますか、それから現状の情報交換みたいな、そういうのはとても大切かなと思いますので、ぜひ消費者フェアを上手に活用して頂いて、教育が一方通行ばかりではなくて、さらに教育の内容が現状に沿ったものになってい

くというためにも、このフェアというのを大切にというか、重要ななと思いましたので、そのように進めて頂けたらなと思います。

以上です。

○池田会長

はい、どうぞ。

○岡本委員

花田先生の関連なんですけど、消費者フェアですけれども、来年度は拡充という言葉が入っております。これは研究発表大会が一応今年度で休止ということで、消費者フェアに一本化するという形かなと思うのですが、今のところどのような形で消費者フェアをされるのか。今年度に関しましてはATCのあの場だったんですが、少し非常に手狭だったなと私が参加いたしましたの感想なんですけど、どのような形で拡充されるのか、既に決定されているところがあればお聞かせ頂けたらと思います。

以上です。

○増井消費生活センター所長

新年度のことで、まだ詳細に決まっていないというのが実情です。ただ、予算としては、今ちょっと岡本委員おっしゃいましたように、研究発表大会というほうを、我々やっているのは、啓発というんですか、一般の府民に知って頂く、それが重要なので、その効果が余り上がっていないということから、縮小させて頂いたんですけども、そういった意味から、この中に、今までそういったところで発表されておられた方については、パネルなんかをそういう消費者フェアでも、各団体自分たちで研究されてきたものを発表させて頂いていますんで、そういった形で発表して頂ければということをおっしゃいますんで、まだ詳細に、こういった団体、どう言われるかわかりませんが、私たちがそういうふうにするというのであれば、そういった部分は拡充というふうにしていきたいなと思っています。

場所につきましては、なかなかこれ難しゅうございまして、一応去年も少し当たって見たんですけども、消費者フェアというのを単体でなかなか成り立つかどうかというのが、非常に難しいところございまして、今やっているATCであれば、11月にそういうATCのイベントやっていますので、そこで例えば、僕も去年行ったんですけど、クイズラリーをやっていて、その中で寄って頂くと。これだけ単体でやりますというのと、なかなか集客というのが見込めないところで、じゃ非常に人通りの多い梅田でやったらどうやというのと、ちょっと違うのかなと、ビジネスマンとかそういった方が多い中でやっても、なかなか立ち寄る方が少

ないのかなと。そうすると、やっぱりそういう家族連れとかで来られたりするところで何かのイベントと組み合わせるといいのかなと思いますが、なかなか場所が、二、三もちよっと当たったんですけど、例えば百貨店みたいなところ、大分前から、大きいホールはもう3年ぐらい前から決まっていたりして、特に土日、祝日は難しい、少し場所についてはちよっと今困っているところなんですけど、どっちにしても、そういうイベントと一緒にとなると、ことはまたATCのところも1つ候補なんだろうなというふうに思っています。それ以降については早い目早い目に事をやっつけていかないと、1年、2年先からも日程押さえられていますので、少しその辺は検討しているんですけど、27年度となると少し時間が迫ってきてまして、やっぱりそういう一般の人がたくさん来て頂くということからすると、ATCというのが1つ候補なんかなと今思っています。その辺はまた検討させていただきますけども、今のところ現状はそんなところでございます。

○池田会長

今後とも随時にご意見等を頂ければというふうに思います。いずれにしてもコストパフォーマンスの関係で、より大きいところを狙いたいというのが委員さんのご意向だろうというふうに思っております。

さらにご意見頂く……はい、どうぞ。

○高田委員

すみません、先ほど説明を受けた7番の27年度施策実施の件の2番の、予算が年々減ってきておる中で27年の予算が揭示されておるんですけども、前年に対してどれだけ今回予算をアップされるかというのをちょっと書いておいて頂いたらいいかなと。どれを重点にやられるかを、数字ですけども判断ができるんじゃないかなと思いましたが。教職員などの研修というのは、27年がこれだけで26年度予算はこれだけと1行だけ書いてあるんですけど、ほかは書いておられないので、それがあればちょっと判断がわかりやすいなと思いました。お客さんの相談で商品テストをすとかいうのは回数がふえれば当然ふえてきますし、どれかを減らしていかないといけないので、それだけちょっと、判断というか見るのにいいと思いました。

○池田会長

はい、どうぞ。

○中村委員

先ほどご説明頂いた、吉田先生とも関連するんですが、この数字のところは26年度と25年

度の数字とかが混在してしまっていて、何かちょっとどの数字がどうなのかというのがあんまりわかりづらいなと思ってしまっていて、例えば26年に行ったことというのは、またここは追加、追加というか変更になるのでしょうか。例えば（6）番の中核センターのところの数字が、先ほど向井さんの藤井寺市がふえましたとかというのは、26年度の実績として変更されるかというのをちょっとお聞きしたいということと、（7）番のところの平成27年度の重要な視点と取り組みのところについての1番のところの啓発の部分については書かれているんですが、相談体制の充実・強化のところとかの重点な取り組みのところは抜けていると思うんで、そこは3番のところに関連しているの載っていないとかいうことがちょっとわからないので教えて頂きたいなと思いました。

○向井消費生活センター課長補佐

すみません、資料の作り方ということで、整理が悪くて大変申しわけないと思います。予算については27年を基本に書いていますが、確かに前年のものがあるほうがどれぐらい変わったのかというのがわかりやすいと思いますので、次にこれを仕上げてまいりますときにはそのようなことにも気をつけたいと思っております。

それからもう一つのほう、中核センターの分ということで（6）のところですが、この資料を作るときに、26年度が実際まだ終了していませんので、26年度実績を全て書くというのがなかなか難しゅうございましたので、基本、25年度実績でこの資料のほうをつくらせて頂いています。ですので（6）のところについては、基本、25年度実績を全て書かせて頂いていますので、私が説明で、すみません、26年4月1日現在、藤井寺市というようなことを申しましたのでややこしくなってしまったかと思いますが、25年度実績ということであれば30市1町ということでセンター化というのは間違いございません。26年度実績のところ、次にご報告させていただきます、これが秋なのか、ぐらいいに何とかご報告できればでございますけれども、そのときにはこちらのほうは31市1町という形に修正をさせて頂くということになると思います。

○増井消費生活センター所長

すみません、相談体制の充実・強化につきましては、確かに中村委員おっしゃるように3のところ、府の窓口も強化、充実をしなければなりませんし、市町村も充実しなければならぬということで研修をしたり、市町村のほうについては、弁護士会さんにもご尽力頂いていますけれども、共同事例研究会とかやってレベルアップ図っていきいたいというのが主なものでございます。ただ、1番に書いているところについては予算というよりは、いろんな相

談について今後どのように充実していけるかというのは行政としてまた検討していきたいなと思っています。当面予算としては、下のところの目に見えているところは、そういった窓口をまず強化していくというところ、それから先ほどご指摘ございました消費生活窓口の設置状況のところ、ここは藤井寺市さんがふえましたが、来年度以降、またセンター化されるように働きかけるというようなことはしていきたいというふうに思っています。

○池田会長

それではそろそろ次のところに行く必要がございますが。

はい、どうぞ。

○大森委員

すみません、裏面の（3）の事業者への指導・処分のところで、景表法のところが3月16日時点14件ということで案外ふえています。ちょっと内容どんな形なのかというところで、保護条例の3月16日時点の内容もあわせて、簡単にで結構なので、こんな中身ですということで教えて頂ければと思います。

○神山消費生活センター課長補佐

事業者指導関係なんですけども、まず景表法、これは表示ですので基本的には食料品関係が圧倒的に多くあります。昨年度のメニューの表示の関係以降、そういった情報、通報というような形も多くなっていますので、件数が増えているという状況になっています。あと、保護条例のほうについては、消費者のほう、基本的には訪問販売が主になっております。この程度でよろしいですか。

○池田会長

それでは、一応これまでの取り組み、少し27年度あたりまで踏み込んだところもございますが、この程度というふうにさせて頂きたいと思います。

それでは総会の次第、（3）その他というのがございますが……あ、どうぞ。

○増井消費生活センター所長

申しわけありません、ちょっと1点言い忘れたというか、先ほど基本計画のところでは基本的にはこの形で策定させて頂きたいということをお伝えさせて頂いたんですが、1点ちょっと言い忘れて、山本先生のほうから自転車の件のところ、危険がたくさん危ないもんがあるんじゃないかということもございました。府のほうでは一応自転車利用のルール周知とか安全教育とかもやっていますし、駅前広場の整備とかその辺に対応することもやっているんですけども、おっしゃったような観点からここにこういった形に書き込むのがいいのかど

うか、ちょっと事務局のほうに頂けますでしょうか。公共交通機関等というふうな形にさせてもうたほうがいいのか、一応は安全のことやっていますけどもこういう書き方がいいのか、少し関係部局と調整しながら記述についてお任せ頂けますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○池田会長

それでは、(3)のその他ですが、事務局のほうで何か予定をされておられますでしょうか。大丈夫ですか。大阪府の消費者行政推進本部会議が昭和52年から立ち上がっているというふうに聞いておりますが、その関係で特にご指摘頂くようなところはございませんか。知事が本部長でどうのこうのというあたりの話ですが。

○増井消費生活センター所長

今、会長のほうからございましたように、消費者行政というのは、先ほども消費者教育のところで少し言わせてもらったんですけども、やっぱり消費生活センターだけではなくて全部局にまたがっております、今日お配りしている消費者行政の施策の概要のところにも、ここにもはっきり部局名を書いております。全庁的にまたがっておりますので、知事を本部長とする大阪府消費者行政推進本部というのを持っております。これは、知事を本部長に各部長、そこに警察本部長なんかも入った全庁的な組織なんですけども、そういったところの下に幹事会、各部の総務課長と、それから消費者行政に強く関係して頂いている部署が入って幹事会になっていまして、この幹事会を中心に動かしてきて頂きまして、昨年の4月以降、各部とは密接に連絡とりながら進めさせていって頂きました。我々だけでつくるというよりは、全庁的な問題として今後ともその幹事会を使って全庁的に進めていきたいと思っております。また、本基本計画につきましては、各幹事から各部の本部員には話を上げて頂きまして、それで了解として頂いています。全庁的な取り組みということで、この推進本部会議を活用しながら、今後とも庁内としてはまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○池田会長

ありがとうございます。それでは、一応、意見交換といえますか、質疑応答も一部ございましたけれども、この程度ということだとどめさせて頂きたいと……。

○鈴木委員

すみません、意見というよりもお願いになるかなと思うのですが、今後、大阪府消費者基本計画を府民に広く公表して頂くことになると思うのですが、その際に、概要版の中

の第4章、基本目標Ⅲで、消費者教育に関する計画的な施策の推進の右横に、大阪府消費者教育推進計画の性格を持つのがここなんだということは書かれているのですが、計画の中にそうした文言が明記されているわけではないんですね。そうしますと、大阪府消費者教育推進計画はないのかという、誤解といたしますか、そうしたものが外から見えにくい状況になってしまうかなという懸念がございますので、この基本計画を公表して頂く際に、この部分が教育推進計画に相当するのだということが外から見てわかりやすい形でぜひ公表して頂ければありがたいなと思っております。

○池田会長

どうもありがとうございます。

何かありますか。よろしいですか。

○増井消費生活センター所長

先生おっしゃるとおり、そこについては気をつけていきたいと思いますが、一応24ページのところにそのくだりを少しだけ書かせて頂いて、見て頂いたと思いますけども、消費者教育推進法10条に基づく計画の性格を持つものとしてちょっと簡単には書かせて頂いてますが、先生おっしゃるとおりだと思いますので、今後、今この概要にも書かせて頂いています、そういったところを書いていくようには注意していきたいと思っております。ありがとうございました。

○池田会長

それでは、大変貴重なご意見、ご指摘等を頂きました。改めて厚く御礼を申し上げます。いよいよ大阪府としても初めての消費者基本計画が新年度スタートするということでございます。今後とも委員の皆様には何かとお力添えを頂くところかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。本日は、審議まことにありがとうございます。

それじゃ、事務局のほうにバトンタッチさせていただきます。

○義永消費生活センター主査

池田会長並びに委員の皆様にはご審議まことにありがとうございました。

それでは最後に、消費生活センター所長増井より閉会のご挨拶です。

○増井消費生活センター所長

失礼いたします。本日は、長時間熱心にご議論頂きまして本当にありがとうございました。また、消費者基本計画策定に当たりまして、昨年からの審議会の部会において本当に精力的にご議論を頂きました。9月には答申もまとめて頂きました。本当にご尽力を賜りましたこ

とを改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

全庁的な調整とか、パブリックコメント等にちょっと時間がかかりまして、年度末ぎりぎりということになってしまいましたけども、おかげをもちまして何とか最終案、取りまとめをさせて頂けたのかなというふうに思っています。本当にありがとうございました。取りまとめるだけではなくて、委員のほうからもご指摘ございましたように、今後これを実行していくことが重要ということで、新年度からこの基本計画に基づきまして関連施策を進めさせて頂きたいというふうに思います。委員の皆様方には引き続きご議論、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

1点ですけども、本日ご出席頂いた戸田委員におかれては、基本計画策定ということで臨時委員としてこの審議会にご参画を頂いておりました。一応基本計画のほうも、今日最終案をまとめさせて頂いたということと、また任期が3月末ということでもございますので、昨年の部会より本当に熱心に戸田委員にもご議論頂きありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。今後とも金融広報委員会のほうでまたそういったところからご支援、ご指導頂きますようによろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

本日は委員の皆様方、本当にありがとうございました。

○義永消費生活センター主査

以上をもちまして本日の審議会総会を終了させていただきます。委員の皆様には長時間にわたり本当にありがとうございました。